



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>～</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録その他株式又は新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示</p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>～</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、<u>法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、<u>法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(削除：第5条に移行)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役のうち、<u>監査等委員である取締役以外の取締役は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して、それぞれ株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の選任決議の効力を有する期間</u> <u>は、選任後2年以内に終了する事業年度の</u> <u>うち最終のものに関する定時株主総会の</u> <u>開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)</u> の任期は、<u>選任後最初の定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載又は記録し、出席した</u></p>	<p><u>終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く)の中から、</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く)の中から、</u>取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、</u>取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、</u>取締役会の決議をもって、<u>同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載または記録し、出</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。	席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。
(取締役会規則)	(取締役会規則)
第29条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。
<u>(取締役の責任免除)</u>	(削除：第7章に統合)
第31条 (条文省略)	(削除)
第5章 監査役および監査役会	(削除)
<u>(監査役および監査役会の設置)</u>	
第32条 (条文省略)	(削除)
～	
<u>(監査役の責任免除)</u>	
第40条 (条文省略)	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新設)	第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
<u>(監査等委員会規程)</u>	
(新設)	第33条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
<u>(会計監査人の設置)</u>	
第41条 (条文省略)	(削除：第5条に移行)
<u>(選任方法)</u>	
第42条 (条文省略)	(削除：法令どおりのため)
～	
<u>(報酬等)</u>	
第44条 (条文省略)	(削除：法令どおりのため)
<u>(会計監査人の責任免除)</u>	
第45条 (条文省略)	(削除：第7章に統合)
(新設)	<u>(会計監査人)</u>
(新設)	第34条 会計監査人の選任、任期その他に関する事項は、法令の定めるところによる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第7章 役員等の責任免除等 (取締役等の会社に対する責任の免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員等（役員等であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(非業務執行取締役等の責任の制限)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第8章 計 算 (事業年度)</p> <p>第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等を決定する機関)</p> <p>第38条 当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、取締役会で定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第39条 当社は、毎年3月31日の最終時を剰余金の期末配当の基準日とする。</p> <p>2 当社は、毎年9月30日の最終時を剰余金の中間配当の基準日とする。</p> <p>(削除：第38条および第39条第2項に移行)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>